

びわ湖材製品証明制度における認定加工事業体の認定基準

びわ湖材製品証明制度実施要領第4条の規定に基づく認定加工事業体の認定基準は次のとおりとする。

- 1 加工事業体がびわ湖材産地証明制度の内容を熟知していること。
- 2 加工事業体は、原則としてJAS認定工場であること。
ただし、JAS規格にない製品を製造する場合にあっては、加工事業体の自らの責務にもとづき品質、規格等の証明を行うこと。
- 3 加工事業体が管理責任者を置き、びわ湖材ならびにびわ湖材製品とそれ以外の材、製品とを区別して管理でき、びわ湖材製品の表示が適正にできること。
- 4 加工事業体が管理責任者を置き、びわ湖材ならびにびわ湖材製品の入出荷に際して、伝票の整理及び管理ができること。
- 5 加工事業体の認定は、県産木材活用推進協議会が設置する審査会において可否を決定する。

附則1 この認定基準は、令和2年7月21日から適用する。

附則2 現在認定を受けている加工事業体が認定の更新をするときは、この認定基準を適用する。

附則3 この認定基準は、令和5年9月4日に一部改正し、適用する。